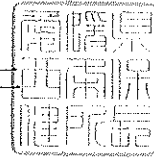


産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県西条市今在家1218番地1  
氏名 今治加工株式会社  
代表取締役 北岡 康典

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県西条保健所長 武方 誠二



許可の年月日

令和 3年10月15日

許可の有効年月日

令和 8年 7月 8日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬(積替え又は保管行為を含む。)

(産業廃棄物の種類)

紙くず、木くず、繊維くず、金属くず

以上4種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) (所在地) 愛媛県四国中央市上分町字樋ノ谷乙1番1

(面積) ①②③74m<sup>2</sup>、④100m<sup>2</sup>、⑤74m<sup>2</sup>

(積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類) 木くず

(積替えのための保管上限) ①②③151m<sup>3</sup>、④125m<sup>3</sup>、⑤74m<sup>3</sup>

(積み上げることのできる高さ) ①②③3.5m、④2.0m、⑤2.0m

(2) (所在地) 愛媛県新居浜市観音原町甲994番2

(面積) ①67m<sup>2</sup>、②40m<sup>2</sup>、③36m<sup>2</sup>、④201m<sup>2</sup>、⑤20m<sup>2</sup>

(積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類) ①②③④木くず、⑤繊維くず

(積替えのための保管上限) ①81m<sup>3</sup>、②59m<sup>3</sup>、③52m<sup>3</sup>、④328m<sup>3</sup>

⑤50m<sup>3</sup>

(積み上げることのできる高さ) ①2.0m、②③④⑤2.5m

(3) (所在地) 愛媛県西条市今在家1155番1

外3筆

(面積) ①300m<sup>2</sup>、②1120m<sup>2</sup>

(積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類) ①木くず、②木くず

(積替えのための保管上限) ①562m<sup>3</sup>、②3174m<sup>3</sup>

(積み上げることのできる高さ) ①2.5m、②3.2m

(裏面に続く)

(裏 面)

- (4) (所在地) 愛媛県西条市今在家1261番  
(面積) ①31㎡、②220㎡  
(積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類) ①繊維くず、②繊維くず  
(積替えのための保管上限) ①78㎡、②880㎡  
(積み上げることのできる高さ) ①2.5m、②4.0m
- (5) (所在地) 愛媛県今治市喜田村四丁目994番12  
(面積) ①490㎡、②50㎡、③24㎡  
(積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類) ①②木くず、③繊維くず  
(積替えのための保管上限) ①1460㎡、②62㎡、③60㎡  
(積み上げることのできる高さ) ①3.5m、②2.5m、③2.5m
- (6) (所在地) 愛媛県大洲市多田甲229番1、甲228番、甲222番1  
(面積) ①79㎡、②306㎡、③137㎡、④31㎡  
(積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類) ①②③木くず、④繊維くず  
(積替えのための保管上限) ①116㎡、②605㎡、③229㎡、④59㎡  
(積み上げることのできる高さ) ①②③2.5m、④1.9m

3. 許可の条件  
該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

○当初許可	平成13年 7月 9日
○更新許可	平成18年 8月28日
○更新許可	平成23年 7月 9日
○変更届出(積替え保管場所の変更)	平成28年 6月27日
○更新許可	平成28年10月 7日
○変更届出(新居浜事業場の積替え保管容量の変更)	平成30年 5月18日
○変更届出(四国中央事業場の積替え保管容量の変更)	平成31年 4月11日
○変更届出(西条、新居浜事業場の積替え保管容量の変更)	令和 3年 6月23日
○変更届出(四国中央事業場の積替え保管容量の変更)	令和 3年 8月20日
○更新許可	令和 3年10月15日

5. 松山市の区域内の積替え許可の有無  有 ・ 無  
(市名 松山市 許可番号 08910078118)

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・  無